

2019 年度 作成

# 安全管理マニュアル

施設名





## ○目次○

I	事故や災害への備え	1
1	日常の取り組みについて	1
2	非常時の連絡について	1
II	外部からの侵入者への対応	2
1	不審者とは	2
2	不審者の侵入防止	2
3	不審者が侵入した場合の対応	7
III	緊急災害時の対応	11
1	日常の取り組み	11
2	地震発生時の対応	11
3	火災発生時の対応	16
4	風水害発生時の対応	18
5	避難確保計画	19
6	避難経路の具体的な地図	24
7	感染症についての対応	26
8	その他の対応マニュアル	27
9	緊急防災体制	28
10	職員の役割分担	29



### Ⅲ. 緊急災害時の対応

#### ～地震・火災・風水害・感染症の対応マニュアル～

##### 1. 日常の取り組み

- (1) : 施設の年間計画に基づき、緊急災害対応訓練を実施し、職員及び利用者の迅速な対応、行動が出来る様にしておくこと。
- (2) : 地域の防災訓練や防災体験施設に行くなど、日頃から防災意識を高めること。
- (3) : 緊急時の対応については、保護者に説明の上、理解を求めておくこと。(活動中止の判断や緊急時のお迎え、保護者引き渡しの方法等)
- (4) : 緊急災害時等の対応について、常日頃から全職員間で相互理解をしておくこと。

##### 2. 地震発生時の対応

☆大災害が発生したときは、的確な判断と明確な指示のもとに、統一された行動を取る事が大切である。第一に、責任者を明確に定めておくことが何よりも重要である。指揮・命令系統が複数あったり、不明確であったりすることは現場の混乱を招き、大事故や不測の事態につながる危険性がある。責任者不在の場合も想定し、あらかじめ、職員に責任者の順位を付けるなどして、指揮・命令系統の明確化をしなければならない。

###### (1) 地震発生時の留意点。

###### ① 職員

- ア : 冷静沈着に指揮をし、利用者に不安を与えないようにする。
- イ : 利用者の安全を最優先にする。
- ウ : 職員の役割を明確にし、連絡・報告・相談を行いながら、協力体制を密にする
- エ : 日常から非常持ち出し袋を用意し、すぐに持ち出せるようにしておく。
- オ : 火元の確認、避難路の確保、利用者の安全確認、施設建物の損傷確認を行い、情報を収集し、余震への対応、津波への対応をしなければならない。

###### ② 利用者

- ア : まずは、机の下等に避難し、主に頭部の安全を確保する。
- イ : 窓際や落下物の近くから速やかに離れること。
- ウ : パニックや不安から、精神的に不安定になることも想定されるので、適時、職員が声掛けや見守りを行うこと。
- エ : 施設の安全が確保された場合、余震も想定し施設二階へ避難する。
- オ : 施設での避難が危険と判断した場合、避難経路の安全を確保した上で、集団で近くの避難所へ行くこと。

(2) 避難する場合。(詳細は、避難確保計画を参照)

☆利用者の負担や安全などを考慮し、基本的に施設2階への避難が優先である。

ただ、余震、津波等に対し安全が十分に確保されているか、慎重に判断しなければならない。

また、避難の長期化、周辺状況の変化(火災、液状化、浸水)や負傷者の対応などにより避難所へ避難すると判断した場合、避難先の候補は以下の4つである。

※火災、液状化、家屋倒壊等、避難経路の安全が確保できない事を想定し、東西南北の一番近い避難所を候補として、あげている。

※どちらに避難する場合でも周辺状況が落ち着いてから、保護者への連絡を行い、引き渡しを行うこと。事前に説明し理解、協力をしてもらえるようにしておくこと。

また、避難する場合(施設二階も含む)には、施設の出入り口に張り紙等で、どこに避難しているかを貼りだし、迎えに来た保護者に分かるようにしておくこと。

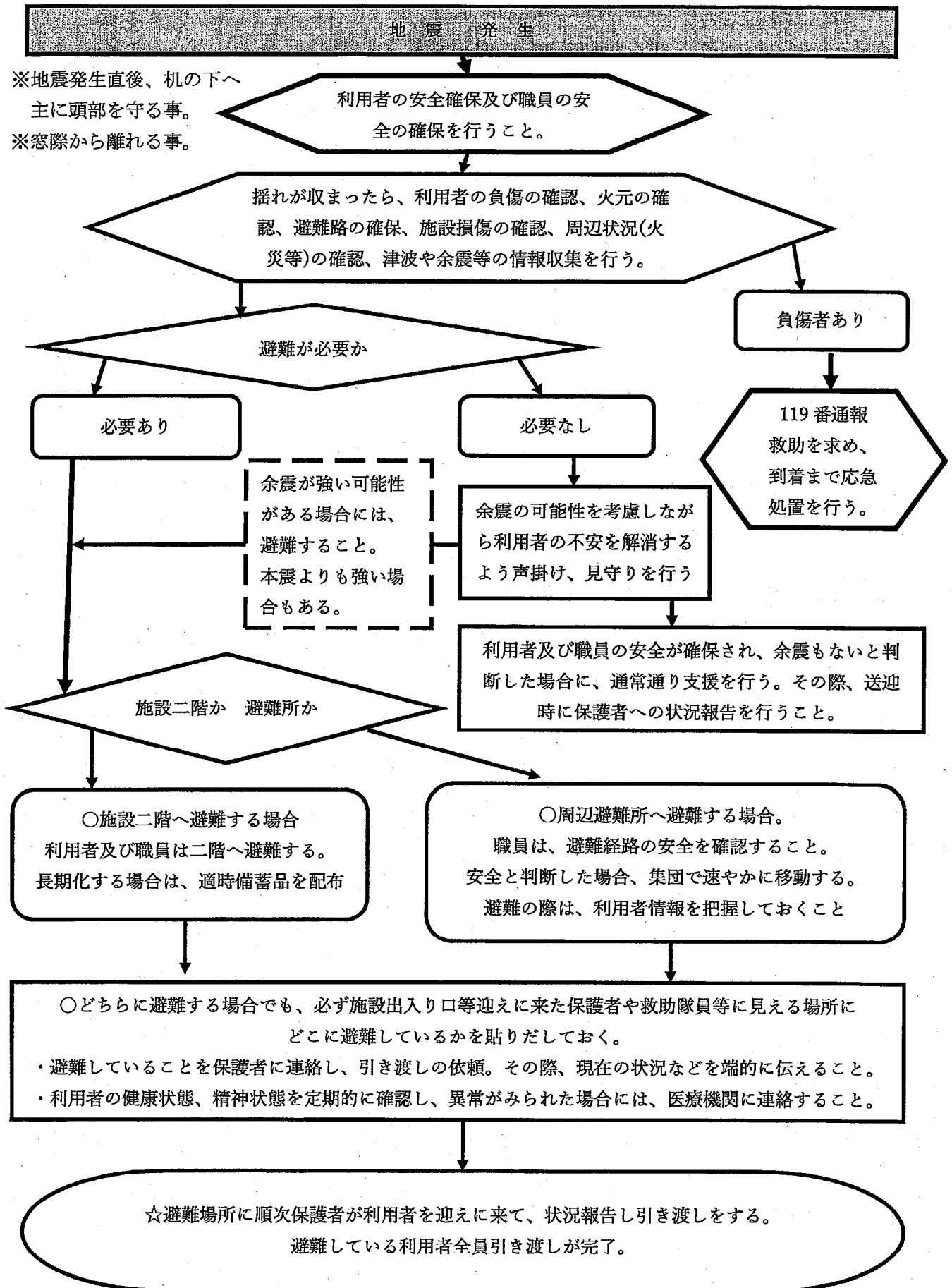
☆避難所の情報(避難所優先順)

☆避難を判断する場合の留意点

- ①施設内：施設の安全が確保され、余震にも耐えうると判断した場合は、施設二階へ避難すること。
- ②避難所：施設での避難が危険と判断した場合は、避難経路の安全を確保した上で、近隣の避難所へ避難すること。その際、利用者の情報が分かるようにしておかなければならない。

※ 非常用持ち出し袋、利用者障がい名、保護者の連絡先等の情報、薬の有無、アレルギー、等

☆地震発生から利用者の保護者引き渡しまでの対応チャート。



(3) 時間帯別の対応。

① 施設に利用者がいない午前中に地震が発生した場合。

ア：通勤途中や出勤前の場合、自宅もしくは、避難所にて待機。

→まず、家族の安否を確認し、身の安全を確保すること。

イ：施設に出勤し、利用者がいない場合は、まず職員の身の安全を確保する。

→施設損傷の有無、津波・余震の情報収集にて管理者が開所、閉所の判断をする。

…開所の場合、学校、保護者に利用者の様子を確認し、施設開所の旨を連絡すること。

…閉所の場合、学校、保護者に閉所の旨を連絡すること。今後の対応を報告すること。

② 施設に利用者があるときに地震が発生した場合。

ア：デイルームで活動中に発生した場合、利用者の安全を最優先に確保すること。

→主に頭部の安全を確保するために、机の下等へ避難すること。また、窓ガラスが割れる等の恐れがあるため、窓際から離すこと。

…揺れが収まったら…（主に上記の対応チャートを基に行動すること）

1：火元の確認…火災を防ぐため。

2：負傷者の有無…利用者の身体状況と精神面の確認。不安定になることも想定しておくこと。

3：施設損傷の確認…余震に耐えうるのかをいち早く確認し、避難の判断をすること。

4：周辺状況の確認…火災の有無、液状化の有無、浸水の有無等（定期的に確認すること）

5：情報収集…ラジオ、テレビ、スマートフォン等で津波、余震等の情報を収集すること。

6：避難の判断…上記の情報から管理者等の相談の上、避難の判断をすること。

7：避難すると判断した場合…避難経路の安全を確保し、集団で行動すること。

8：保護者への連絡…状況報告と引き渡しの依頼をすること。

イ：周辺公園で活動中に発生した場合、公園にて安全を確保し周辺状況が把握できるまで待機する。

→公園の中央部に避難し、周辺家屋の倒壊や電線等に注意すること。

…揺れが収まったら…

1：職員は1人残り、もう1人の職員が周辺状況を確認すること。（火災の有無等）

2：残っている職員は、利用者の精神状態や負傷の有無を確認し、落ち着かせること。

3：施設に残っている職員は、施設損傷の確認をしてから、活動している公園へ応援に向かうこと。

4：施設に残っている職員と公園に残っている職員は、津波、余震等の情報を収集すること。

5：応援の職員と周辺状況を確認している職員が待機班と合流し、施設の状況と周辺の状況と今後の状況（津波の有無等）を考慮したうえで施設に帰れると判断した場合、集団で移動すること。その際、余震の可能性を考え、頭部の保護を行うこと。帰所後保護者へ連絡し、引き渡しを行う。

6：施設に帰れないと判断した場合には、近くの避難所へ向かうこと。その際、施設に残っている職員は、必要な持ち出し用の備蓄品を持ち合流するか、施設周辺の避難所へ向かう。別々の避難所へ行く際は、連絡を取り合うこと。また、連絡できる職員が保護者にも連絡し引き渡しの依頼をすること。

7：周辺状況が落ち着いてから合流し、順次保護者への引き渡しを行うこと。

ウ：外出体験中に発生した場合、現場で身の安全を確保し外出先の避難指示に従うこと。

→施設等で外出体験をしている場合は、その施設の避難指示に従い行動すること。その際、利用者の身体面、精神面の確認を定期的に行うこと。

1：施設の避難指示通り行動し、安全が確保されれば保護者へ連絡し状況を報告すること。

2：外出先の避難所にて保護者への引き渡しを行うが、来れない場合は、周辺状況が落ち着いてから施設まで帰り、保護者へ引き渡しを行うこと。（送迎可能なら自宅へ）



③ 送迎中に地震が発生した場合。

ア：迎え（来所時）の学校で発生した場合は、その学校の避難指示に従うこと。

→同乗の利用者がいる場合もその現場の避難指示に従い行動し、落ち着いた後に、施設と連絡を取り、保護者へ連絡すること。その場合も保護者に引き渡しの依頼をし、原則として、そこで引き渡しを行うこと。

イ：迎え（来所時）の利用者宅で発生した場合は、自宅の利用者は保護者の指示に従うようにする。

→同乗している利用者がいる場合は、近くの避難所へ行くこと。その際、施設に連絡し、保護者にも連絡し引き渡しの依頼をすること。

ウ：送り（帰宅時）の自宅で発生した場合は、自宅の利用者は保護者の指示に従うようにする。

→保護者不在の場合は、同乗の利用者と近くの避難所へ行くこと。その際、施設に連絡し、保護者にも連絡し引き渡しの依頼をすること。

エ：送迎（運転時）に発生した場合は、周辺状況を把握しラジオでの情報収集を行うこと。

→まずは、ハザードランプを点灯させ停車すること。その際、家屋の倒壊や電線に注意すること。車内では、頭部を守り前屈みになること。

…揺れが収まったら…

1：同乗者の負傷の有無、周辺状況を確認し、車内ラジオ・テレビにて情報の収集を行うこと。

2：道路状況・周辺状況の安全が確保され津波の心配がない場合のみ車にて近くの避難所もしくは、施設が近い場合は、施設へ避難すること。

3：津波の危険がある場合、（主に■■■■市内の送迎の場合は、津波被害がないと想定されているが万が一に備えて）いち早く、降車し近くの高い頑丈な建物のできるだけ高い所へ避難すること。その際、施設へ連絡し、状況を報告する。できない場合は、周辺状況が落ち着いてから連絡し、近くの避難所へ移動する。そこで保護者への引き渡しを行うこと。

4：津波の心配がない場合でも周辺状況・道路状況が悪いと判断した場合には、降車し徒歩で近くの避難所もしくは、施設が近い場合は施設へ避難すること。その際、頭部の保護をし、周辺状況に十分注意しながら行動すること。

5：避難所へ到着し安全が確保されれば、施設、保護者へ連絡し、そこで保護者へ引き渡しを行うこと。

④ 利用者が帰宅した後、施設に職員のみ時に地震が発生した場合。

→職員の身の安全を確保することが最優先である。

…揺れが収まったら…

1：周辺状況を確認し、施設の損傷状況を確認すると同時に津波・余震等の情報収集を行うこと。

2：避難が必要な場合は、近隣の避難所へ避難を行うこと。

3：避難が必要ないと判断した場合には、次の開所ができるのかを管理者等が協議し決定すること。決定した内容を全職員と保護者へ連絡すること。

4：職員帰宅に関して、帰宅困難者が路上に溢れて、救助活動等が妨げられていると判断した場合には、施設にとどまり、周辺状況が落ち着いてから帰宅を行うこと。

☆地震発生後にラジオやテレビ、スマートフォンから取得しなければならない情報。

①震度、震源地、マグニチュードの情報を知り、余震の可能性を考える。

②津波の情報を知り、避難を垂直にするのか判断する。

③被害状況の情報を知り、被害の規模を把握し、避難行動及び避難期間を判断する。

### 3. 火災発生時の対応

☆施設内において出火した場合は、発見者が全体に火災発生を伝えること。その後、速やかに、消防署へ連絡するとともに、利用者の安全確保を最優先に以下の手順で迅速に対応すること。  
☆まず、火災を発生させない、いかに防ぐかに万全を期すこと。万が一発生した場合に備えて、消火訓練や避難訓練を行う必要がある。

#### (1) 火災発生時の留意点。

##### ① 職員

ア：第一発見者は大声で、全体に火事を伝え、火災報知器のボタンを押すこと。初期の行動が生存に大きく左右することを肝に銘じておき、迅速に判断、行動しなければならない。

イ：火事の情報を把握した職員は、避難誘導班、消防署連絡班、初期消火班に分かれ迅速に行動すること。

…避難誘導班：出火場所を把握し、その場所から一番離れた出入り口から避難を行うこと。

その際、利用者の安全を最優先に行動し、人数の把握、負傷者の有無等確認する。

☆避難場所は、① [ ] や② [ ] へ避難を想定しておくこと。

…消防署連絡班：落ち着いて、端的に、伝えること。連絡終了後、状況を確認し、初期消火班か避難誘導班へ合流すること。

☆消防署連絡に必要な情報は、①火災発生・火災の状況 ②場所・連絡先 ③負傷者の有無

…初期消火班：消火器を迅速に取りに行き、火災現場へ向かうこと。消火器を噴射し初期消火を行うこと。その際、火災の状況、煙の状況を的確に把握し、必ず無理をしないこと。

☆初期消火中止の判断は、火が天井にまで燃え移っているかどうかである。天井まで火が燃え移っていた場合、初期消火は中止し、いち早く現場から避難し、避難誘導班と合流すること。

##### ② 利用者

ア：精神的に不安定になったり、パニックや衝動的に行動してしまうことを想定し、落ち着かせる声掛けと集団で迅速に動けるように日頃から訓練をしておくこと。

イ：避難行動の際、煙を吸わないように口元をタオルなどで塞ぎ、低い姿勢で行動すること。

ウ：避難行動中、押さない、走らない、喋らない、戻らないこと。

#### (2) 火災発生時の避難経路と場所。

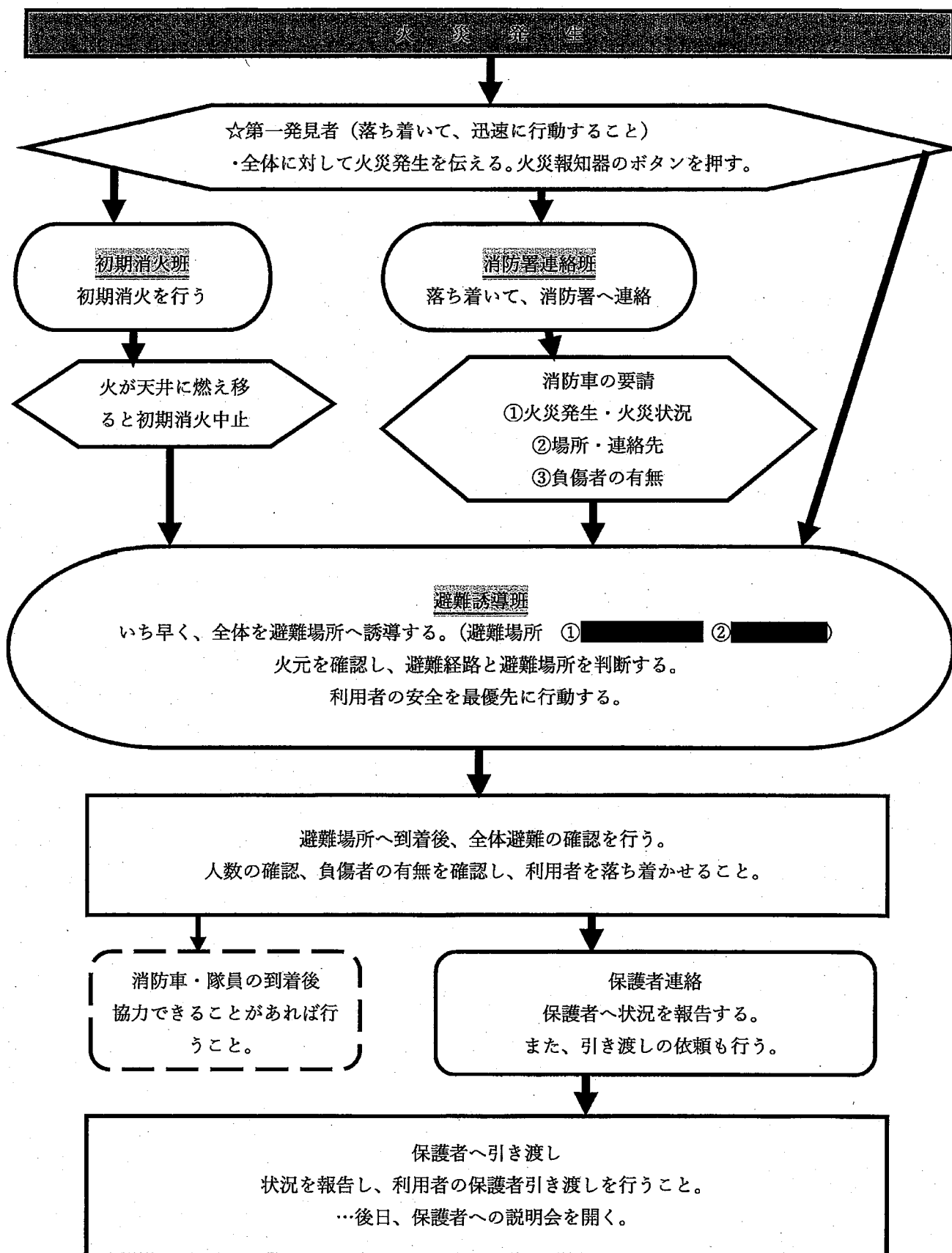
☆発火元を確認し、どこから避難できるのかを判断すること。

①：通常の出入り口から避難できる場合は、そのまま [ ] へ避難する。

②：通常の出入り口から避難できない場合は、 [ ] へ避難する。

③：施設西側へ避難できない場合は、 [ ] へ避難する。

(3) 火災発生時の対応チャート。



## 4. 風水害発生時の対応

☆近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯等の被害が深刻化し、突然の水害が発生する可能性が高まっていることを認識し、予め、水害の被害にあわないように努めること。また、台風の被害も深刻化しているため、台風接近時の対応についても、慎重に決定しなければならない。

☆風水害の被害は、予めある程度の予想ができることが多いため、未然に防ぐよう努めること。

### (1) 風水害発生時の留意点。

- ①：風水害の発生は、予め予想できることが多いため、危険が予見される場合は、管理者等との協議の上、閉所等の判断を行うこと。
- ②：施設での活動中、突風や台風接近に伴い、風が強まった場合は、窓側から離れ、カーテンを閉めること。
- ③：施設での活動中、突然の豪雨や台風接近に伴い、大雨になり河川の氾濫が予想された場合は、施設2階へ避難すること。
- ④：日常から気象情報の収集に努め、風水害の被害を未然に防ぐように努めること。

### (2) 施設、閉所・開所の判断基準。

#### ① 警報が発令された場合の判断。

##### ア：特別警報発令時

- ・必ず閉所とし、身の安全を最優先にすること。

##### イ：暴風警報・大雨警報・洪水警報発令時

- ・基本的に、送迎時に影響があるかどうか、判断基準である。
- ・その場合、管理者等が協議の上、閉所・開所の判断を行うこと。
- ・施設から自宅へ送る場合に安全への影響があると判断した場合には、保護者へ連絡の上、安全が確認されるまで施設にて待機すること。
- ・また、保護者がどうしても預かってほしいとの連絡があった場合には、職員の安全を確保した上で、開所することもある。

##### ウ：大雪警報発令時

- ・大雪にて送迎に影響がある場合、保護者へ連絡し、引き取りに来てもらうこともある。
- ・路面状況の確認の上、安全が確保されるまでは、施設にて待機すること。
- ・事前に大雪が予想される場合には、管理者等が協議の上、閉所・開所の判断を行うこと。

### (3) 突発的な大雨・暴風の場合の対応。

#### ① 大雨により、河川の氾濫が予想される場合。

- ア：事前に情報を収集し、周辺の河川が氾濫すると予想される場合は、施設2階へ避難すること。
- 保護者へ状況報告を行い、落ち着いてから引き渡しを依頼する。

#### ② 暴風や突風（竜巻も含む）により被害が予想される場合。

- ア：暴風により、飛来物等によるガラスの破損等が考えられるため、窓側には近づかないこと。また、施設のカーテンを閉めるようにする。また、竜巻注意情報が発令された場合は、付近の気象状況を確認の上、危険が予想される場合は、                    へ避難すること。

※ 洪水などの浸水被害時の対応は、避難確保計画を参照すること。

## 5. 避難確保計画

・この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項の法律に基づくものであり、[ ]の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### (1) 避難確保計画の適用範囲

・この計画は、[ ]に勤務又は施設を利用する全ての者に適用する。

### (2) 浸水想定河川の避難判断水位と防災体制

#### ① 本施設において浸水が想定される河川

☆洪水予報河川の基準水位

	河川名(観測所)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
△	[ ]川 ( [ ] )	3.20m	4.50m	5.10m
	[ ]川 ( [ ] )	7.05m	7.20m	7.35m
○	[ ]川 ( [ ] )	1.90m	3.16m	3.71m
	[ ]川 ( [ ] )	2.00m	3.44m	3.54m
○	[ ]川 ( [ ] )	3.40m	4.40m	4.55m

※ NHK の d ボタンの防災情報等で河川水位情報の確認が可能

※ 当施設は、[ ]川が氾濫しても浸水すると予想されていないが、[ ]市の大河川でもあるため、氾濫した場合、浸水すると予想しておくこと。

※ 施設周辺には、用水路や[ ]川もあり、上記に記載していない予期せぬ洪水が発生することもあると想定しておかなければならない。そのため、豪雨などの際は、周辺状況を確認し、河川の水位情報等の情報収集をすること。

※ 避難の判断は、早めにし、上記の避難判断の水位に達したときにはある程度の避難が完了しておくことが望ましい。

② 河川の氾濫・洪水発生時の防災体制。

☆河川の氾濫・洪水が発生すると予想された場合には、次の防災体制をとること。

	体制確立の時期	活動内容	対応要員
注意体制	☆以下のいずれかに該当する場合。 ①大雨、洪水注意報発表 ②■■川(■■■■) ③■■■■川(■■■■) ②・③の氾濫注意情報発表	・気象情報等の情報収集 ・統括管理者への情報報告	統括・情報班 (班長：■■■■)
警戒体制	☆以下のいずれかに該当する場合。 ①大雨、洪水警報発表 ②避難準備・高齢者等避難開始の発令 ③■■川(■■■■) ④■■■■川(■■■■) ③・④の氾濫警戒情報発表	・気象情報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への連絡 ・要配慮者の避難開始	統括・情報班 (班長：■■■■) 避難誘導班 (班長：■■■■)
非常体制	☆以下のいずれかに該当する場合。 ①避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ②■■川(■■■■) ③■■■■川(■■■■) ②・③氾濫危険情報発表	・施設内全体の避難誘導	全職員で対応

③ 内水氾濫発生時の防災体制

☆内水氾濫発生時においては、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の時期	活動内容	対応要員
注意体制	☆以下のいずれかに該当する場合 ①大雨、又は台風に関する気象情報発表 ②大雨注意報発表	・気象情報等の情報収集 ・統括管理者への情報報告	統括・情報班 (班長：■■■■)
警戒体制	☆以下のいずれかに該当する場合。 ①大雨警報発表	・気象情報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への連絡 ・要配慮者の避難開始	統括・情報班 (班長：■■■■) 避難誘導班 (班長：■■■■)
非常体制	☆以下いずれかに該当する場合。 ①周辺状況の変化。道路冠水等発生 ②用水路、下水道等の氾濫発生	・施設内全体の避難誘導	全職員で対応

※ 内水氾濫とは、河川の氾濫とは違い、市街地の排水が間に合わずに用水路や下水道が氾濫してしまうことを言う。

(3) 土砂災害における防災体制

☆ 本施設において土砂災害が発生するおそれがある種別および現象は以下のとおり。

土砂災害の種別		現象	
がけ崩れ 急傾斜地の崩壊		地中にしみ込んだ水分により急な斜面が突然崩れ落ちる現象	・土砂災害の恐れがある場合次の防災体制をとるものとする。
土石流		長雨や集中豪雨等により山や川の石と砂が水と一体となり一気に下流へ押し流される現象	
地すべり		大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、地面が広い範囲でゆっくりと動き出す現象	
	体制確立の時期	活動内容	対応要員
注意体制	☆以下のいずれかに該当する場合 ①大雨注意報発表 ②台風の接近が予測される場合	・気象情報等の情報収集 ・統括管理者への情報報告	統括・情報班 (班長：■■■■)
警戒体制	☆以下のいずれかに該当する場合 ①大雨警報（土砂災害）発表 ②土砂災害に対する避難準備・高齢者等避難開始の発令	・気象情報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への連絡 ・要配慮者の避難開始	統括・情報班 (班長：■■■■) 避難誘導班 (班長：■■■■)
非常体制	☆以下のいずれかに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表 ②土砂災害に対する避難勧告又は避難指示（緊急）の発令	・気象情報の収集 ・施設内全体の避難誘導	全職員で対応

※各種ハザードについては防災マップを確認する。

※当施設は、土砂災害の被害範囲から外れているが、送迎経路に被害範囲が含まれている。また、利用者の自宅も被害範囲に含まれていることから、緊急事態に備えること。

#### (4) 情報収集及び伝達

##### ① 情報収集

☆収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（大阪管区气象台）、 メールサービス（おおさか防災ネット）
洪水予報	インターネット（川の防災情報、大阪府河川防災情報）
水位到達情報	テレビのデータ放送、インターネット（おおさか防災ネット）
土砂災害に関する情報	インターネット：（大阪管区气象台、おおさか防災ネット）
避難勧告等	テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ） 防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール

※停電時はラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等の備蓄に努めること。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、危険な前兆がないか等を施設内から確認を行うこと。

##### ② 情報伝達

ア：別紙「緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報、土砂災害に関する情報等を施設内関係者間で共有すること。

イ：避難を開始する際には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、保護者へ■■■■■等を避難場所に避難する旨を伝えること。

ウ：避難完了後、避難場所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、引き渡しを行う旨を連絡すること。

#### (5) 避難誘導等

##### ① 避難場所

ア：避難場所については、第1候補を■■■■■：住所：■■■■■とする。

イ：周辺の浸水状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設2階以上に避難を行い、屋内安全確保を図るものとする。

ウ：避難場所の優先順位として、以下の避難場所を確認しておくこと。

1：■■■■■ 2：■■■■■ 3：■■■■■ 4：■■■■■

##### ② 避難経路

ア：避難場所への避難経路については別紙のとおりとし、施設内に掲示し情報の共有を図る。

イ：避難経路は、別紙にて4カ所、5通りの経路を示しているが、発生時の周辺状況を確認の上、利用者の安全を最優先に経路判断を行うこと。



(6) 避難誘導方法

- ①：避難場所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。やむを得ず車による避難を行う場合は、避難経路等について確認の上、実施すること。
- ②：夜間の屋外避難については、原則控えるが、緊急を要する場合には、避難者が誘導員を識別しやすいように誘導用ライフジャケット又は明るい色の衣類を着用し誘導にあたること。また、懐中電灯等を誘導灯として活用し、避難者及び誘導員が分かるようにすること。
- ③：避難時には、周辺の安全を常に確認し集団で移動すること。

(7) 避難確保を図るための設備等の配備

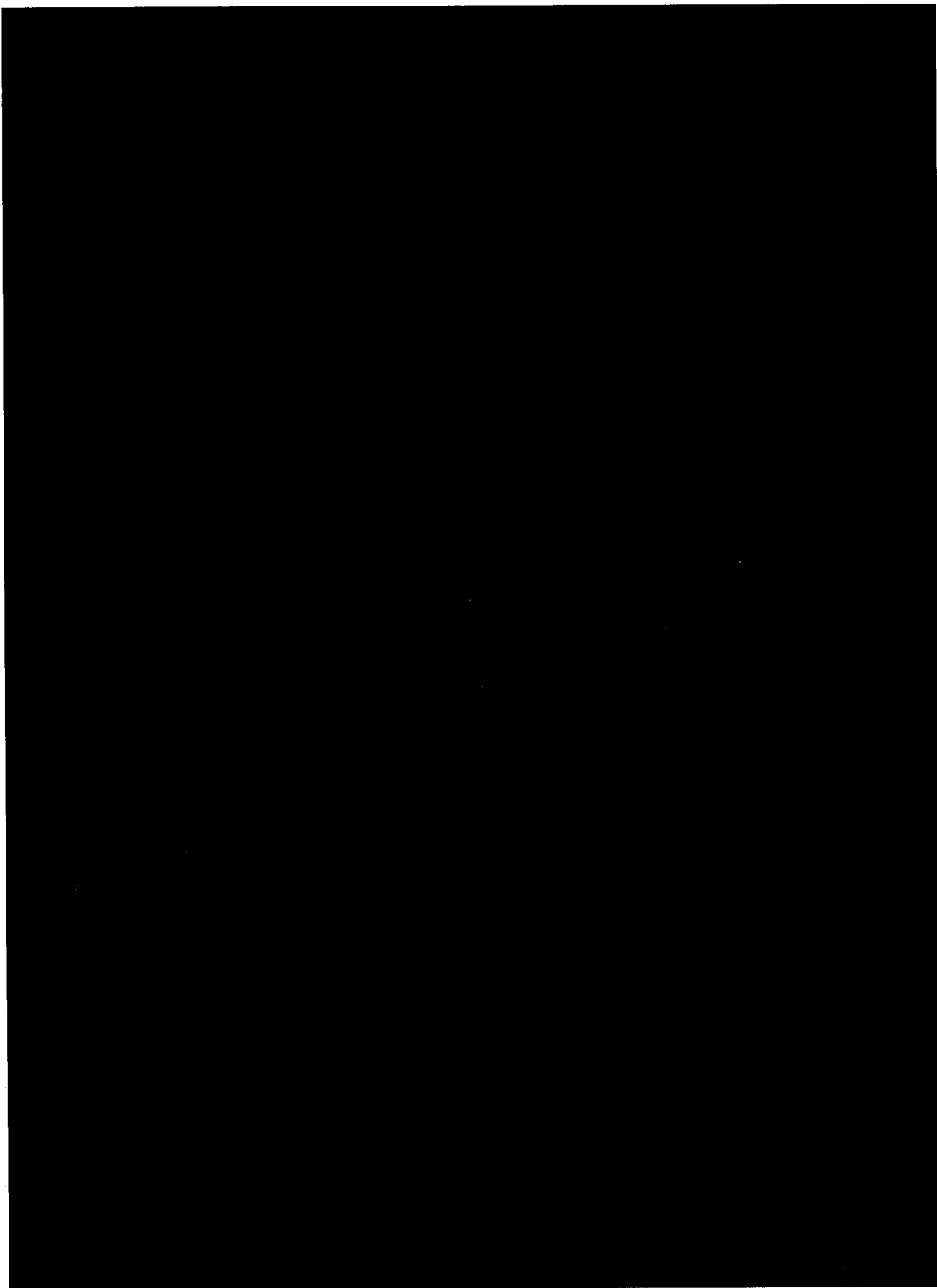
☆情報収集、伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資器材については日頃からその維持管理に努める。

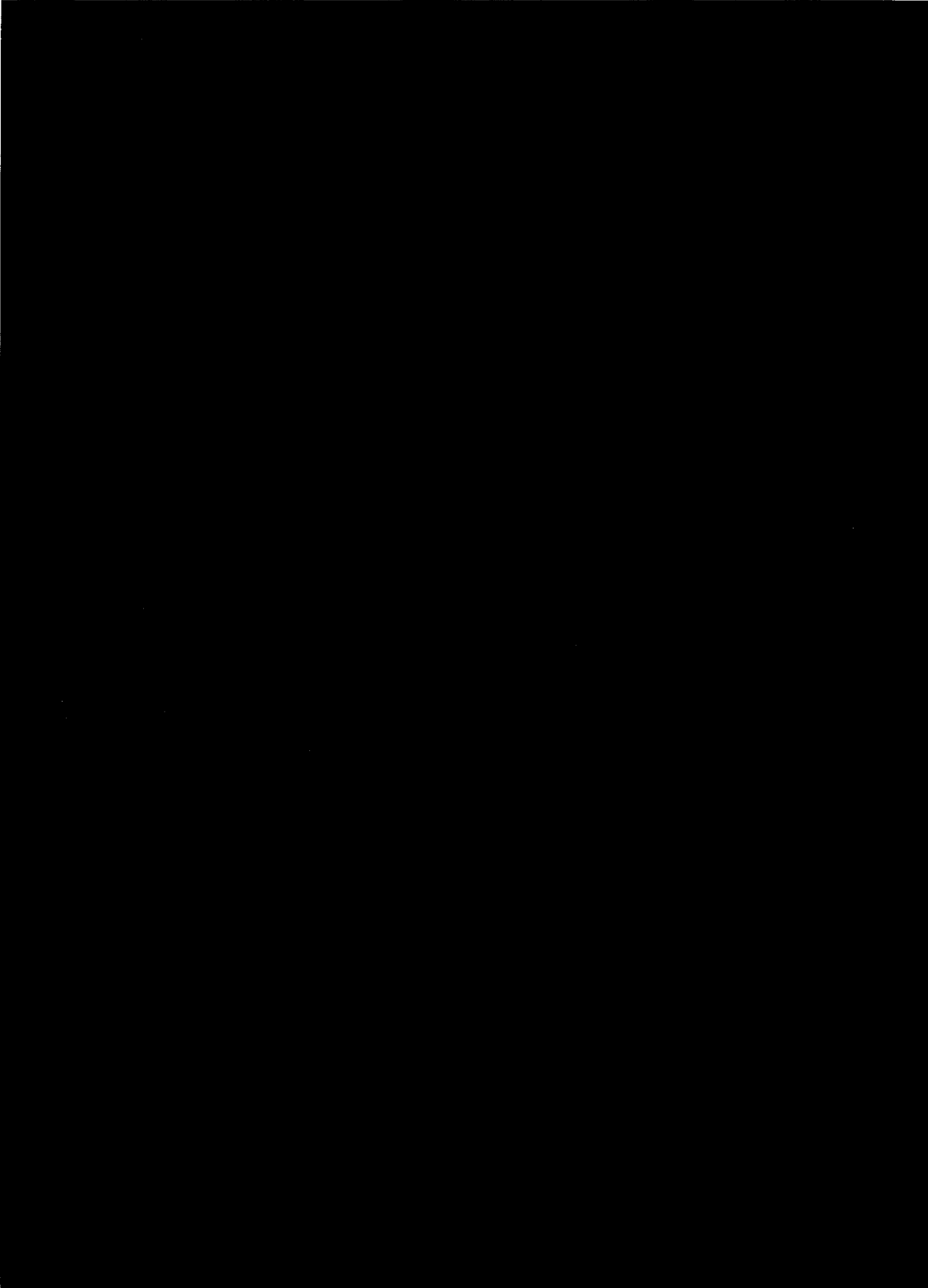
行動	行動に使用する設備
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯電池、携帯用バッテリー
避難誘導	名簿（職員・利用者等）、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、照明器具、電池、携帯用バッテリー、誘導用ライフジャケット、施設内の一時避難のための飲料水、食料、寝具、防寒具、雨具

(8) 防災教育及び訓練の実施

- ①毎年、年間計画に基づき、新規採用の従業員を対象とした研修を実施すること。
- ②毎年、年間計画に基づき、全従業員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施すること。また、利用者への避難訓練も実施すること。その際、実施報告書もまとめること。

## 6. 避難経路の具体的な地図





※地図は、Google マップを引用した。

## 9. 緊急防災体制

☆緊急時には、必ず防災体制をとりマニュアルに基づいて指揮命令系統を確立すること。

また、迅速かつ的確に判断することが求められるため、必要な情報を各班の班長及び、管理権限者へ伝えること。

### (1) 緊急防災体制の一覧

管理権限者： [ ] (代行者： [ ])

#### ○統括・情報班

- ・班長： [ ]
- ・班員： [ ]

#### ○役割

- ・自衛水防活動の指揮統制、状況把握、情報内容の記録。
- ・館内放送等による避難の呼びかけ。
- ・気象、水害、土砂災害等の情報収集。
- ・関係者及び関係機関との連絡。

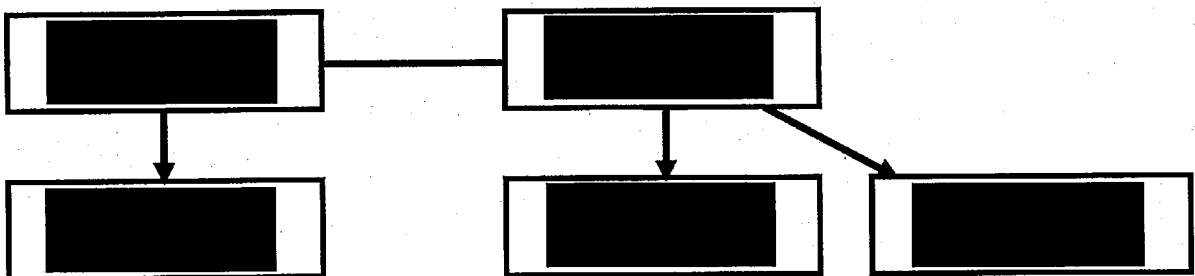
#### ○避難誘導班

- ・班長： [ ]
- ・班員： [ ]

#### ○役割

- ・資器材の確認。
- ・避難誘導の実施。
- ・未避難者、要救助者の確認。

### (2) 職員の緊急連絡網



## 10. 職員の役割分担

氏名	役割	内容
[Redacted]	管理権限者代行(災害)	管理権限者不在時班に指示を出す
	緊急時対応(防犯)	避難誘導・安全確保
	避難誘導班(火災)	火災時の避難・誘導を行う
[Redacted]	管理権限者(災害)	緊急時、各班へ指示を出す
	緊急時対応(防犯)	応急処置・医療機関等への対応
	消防署連絡班(火災)	消防署へ連絡を行う
[Redacted]	統括情報、避難誘導(災害)	情報収集、避難誘導判断、等
	防犯対策責任者(防犯)	防犯全体の指揮命令、等
	初期消火班(火災)	火災時、初期消火を行う。
[Redacted]	避難誘導班長(災害)	避難誘導の実施、等
	緊急時対応(防犯)	警察・報道への対応
	避難誘導班(火災)	火災時の避難誘導を行う
[Redacted]	統括情報班長(災害)	情報収集、自衛防水活動指揮、等
	防犯対策責任者サポート	防犯対策責任者サポート、施設掲
	防犯マニュアル、計画作成	示物、マニュアル案、計画作成
	初期消火班、避難誘導班	初期消火及び避難誘導を行う

